

トップ くらし・住まい 人権・男女 福祉・
まちづくり 共同参画 福祉・
教育・学校・
青少年 健康・医療 商工・労働 環境・
リサイクル 農林・
水産業 都市魅力・
観光・文化 都市計画・防災・安全・府政運営
ホーム > 福祉・子育て > 子ども・家庭 > 置き去り事案について（認定こども園（幼保連携型、保育所型）、保育所、認可外保育施設）

置き去り事案について（認定こども園（幼保連携型、保育所型）、保育所、認可外保育施設）



更新日：2023年1月10日

置き去り事案について

認定こども園（幼保連携型、保育所型）、保育所、認可外保育施設の各施設より（市町村を経由して）報告された置き去り事案については、以下のとおりです。

事故の概要（令和4年10月以降発生分）

発生年月	施設種別	発生状況	置き去り時間	健康被害
令和4年10月	保育所	公園からの帰園時に他の児童に気を取られ、人数確認が不十分になり、当該児童が置き去りとなった事案。帰園後に行方不明となっていることが判明。なお、同園の他クラスが同じ公園から帰園時に発見され、保護された。	2分	なし
令和4年11月	保育所	死角の多い団地内の公園において、児童とともに水分補給をしている時に当該児童から目を離した間に行方不明となった事案。すぐに公園周辺を探したところ、公園から約250m離れた路上において近隣の方に保護された児童を発見。	6分	なし
令和4年12月	認定こども園	屋上にある園庭で遊びをした後に保育室へ戻る際、職員が目視により屋上に児童がないことを確認。全員が保育室に戻ったと思い込み、屋上の出入口付近にある靴箱間の死角にいた当該児童に気づかず、出入口を施錠し保育室に戻ったため当該児童が屋上に置き去りとなった事案。保育室に戻り当該児童がいないことに気づき、園内を探したところ屋上で発見。	10分	なし
令和4年12月	保育所	公園から帰園するため、職員が児童に帰園準備を呼びかけた際に、当該児童を確認していたものの、帰園する時に再度確認した際、職員が当該児童がいなくなっていることに気づく。公園内を搜索していたところ、園あてに当該児童を保護した方から連絡があり、その後に職員が児童を引き取る。	5分	なし
令和4年12月	保育所	屋上にある園庭で遊びをした後に保育室へ戻る際、人数確認を怠り、また、その時当該児童が屋上のトイレに行っていることを失念し、出入口を施錠し保育室に戻ったことから、当該児童が屋上に置き去りになった事案。その後、子どもの泣く声が聞こえたため、職員が確認したところ屋上で児童を発見。	10分	なし
令和4年12月	保育所	公園からの帰園時に他の児童に気を取られ、人数確認が不十分になり、当該児童が置き去りとなった事案。近隣の住民に保護された後、連絡を受け判明。	12分	なし
令和4年12月	認可外保育施設	公園から帰園する際に職員が点呼を行い、当該児童を確認したが、その後、人数を確認することなく帰園した。帰園後に職員が当該児童が行方不明であることに気づき、職員らが捜索したところ、公園内にて、作業していた方に保護されていた児童を発見。	14分	なし
令和4年12月	保育所	園児らを保育室から別の棟の保育室へ移動させる際、職員が人数確認をせず外側からドアが開かないようにするための棒を差し込み、移動したことから、当該児童が、移動前の保育室に置き去りとなった事案。子どもの泣く声が聞こえたため、他の保護者が移動前の保育室の戸締り用の棒を外し、確認したところ保育室内で児童を発見。	10分	なし

主に共通する事項について

- ・他の児童に気を取られた際などに人数確認が不十分になり置き去りが発生している。
- ・公園から園に帰る時など、場面転換時に人数確認が不十分となっている。
- ・死角のある所で、少し目を離した際に児童が見当たらなくなっている。

大阪府より

これまでも、安全に教育・保育が実施できるよう登園時の出欠確認や保育活動の場面転換時毎の人数確認の徹底、降園時の保護者への引渡し確認を確実に行うほか、園内外の活動それぞれの場面ごとに児童の人数や健康状態を確認するなど、より一層の安全管理の徹底に取組んでいただくよう周知しているところです。

各保育施設におかれましては、以上の事案を参考に、児童の安全のため、今一度、施設において場面転換時の確認体制を点検されるようお願いします。

このページの作成所属
福祉部 子ども家庭局子育て支援課 認定こども園・保育グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム > 福祉・子育て > 子ども・家庭 > 置き去り事案について（認定こども園（幼保連携型、保育所型）、保育所、認可外保育施設）](#)

[お問い合わせ ユニバーサルデザインについて 個人情報の取り扱いについて このサイトのご利用について](#)

大阪府

(法人番号

4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

(代表電話) 06-6941-

0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-

0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2023 Osaka Prefecture, All rights reserved.